

最大※  
**19%**  
割引

# グループ役職員傷害保険

団体総合生活補償保険(標準型)

## POINT

**役員の就業中の事故については政府労災の対象外であり、災害への備えが別途必要となります。**

(一部、政府労災の対象となる場合もあります。)

役員の皆さまの身体を補償する社内規定を制定している場合、社内規定の財源にぴったりです。

## 商品の特徴

- 日本国内、国外を問わず、貴社役員・従業員等の被保険者がケガを被った場合、所定の保険金をお支払いします。
- 「24時間補償」の場合、就業中の傷害事故に加え、日常生活における傷害事故も補償します。
- 入院・通院事故も1日目より保険金をお支払いします。
- ご加入に際し医師による診査は必要ありません。
- 支払保険金は、会社が受領することもできます。(ただし、ご加入時に補償の対象となる方全員の同意が必要です。)
- 保険料は全額損金に算入できます。

## 主な補償内容

### 基本補償

#### ケガによる死亡・後遺障害

- 例)
- ・交通事故で死亡した。
  - ・高所から転落し、後遺障害が残った。



#### ケガによる入院

- 例)
- ・自転車と衝突してケガをし、入院した。



#### ケガによる手術

- 例)
- ・階段から落ちて靭帯を損傷し、手術した。



#### ケガによる通院

- 例)
- ・シュレッダーでケガをし、通院した。



## オプション補償

### ●天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガは特約をセットしないと補償できません。



### ●就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約

職業または職務に従事している間のケガに対して、傷害保険金をお支払いします。通常の通勤途上もお支払いの対象となります。

### ●法人契約における保険金の支払先に関する特約(傷害保険金用)

傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金についても、傷害死亡保険金受取人にお支払いします。(引受保険会社所定の方法に基づき補償の対象となる方の同意が確認できることや、引受保険会社所定の要件を満たすことが条件となります。)

### ご加入例

### ■グループ役職員傷害保険 保険料例

(役員・職員全員付保「記名式24時間補償、天災危険補償あり」の場合の役員様1名あたり)

#### 保険金額

傷害死亡・後遺障害保険金額	5,000万円
傷害入院保険金日額	20,000円
傷害通院保険金日額	10,000円

#### 年払保険料

本プログラムでご加入の場合 **102,500円**

\*入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

\*上記は職種レベルA(事務職等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

\*保険料はあくまで目安であり、ご加入の条件等により変更になる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

〈保険期間:平成29年7月1日午後4時から平成30年7月1日午後4時までの1年間〉

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

※このご案内は保険の概要を説明したものです。詳しくは「企業リスクプロテクション・プログラム」をご覧ください。また、ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

取扱代理店

三井物産インシュアランス株式会社  
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-1  
神田須田町スクエアビル11階

本 店 TEL:03-5297-6226 中部支店 TEL:052-584-2171  
北海道支店 TEL:011-213-3083 関西支店 TEL:06-6226-2831  
東北支店 TEL:022-264-5086 九州支店 TEL:092-271-8203

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社  
企業営業第二部物産営業第二室

東京都千代田区神田駿河台3-11-1  
TEL:03-3259-4248 FAX:03-3291-7465

承認番号: B16-102723  
使用期限: 2018/07/01